

3. 第5次福岡市防犯のまちづくり推進プラン（案）について

「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」(以下「条例」とする)に基づき策定する「第5次福岡市防犯のまちづくり推進プラン」(案)について、パブリック・コメント手続きに先立ち報告するもの。

1 福岡市防犯のまちづくり推進プランについて

(1)プランの位置づけ

条例第9条に規定する防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画に位置付け

(2)プランの期間

令和7年度から令和11年度の5年間

2 犯罪情勢

(1)刑法犯認知件数の推移

- 平成14年のピークの57,578件に比べ、令和5年は12,681件と約8割減
- 人口千人当たり刑法犯認知件数では、政令指定都市中ワースト上位に位置

(2)市民生活に身近な犯罪の発生状況

- 自転車盗は令和元年と比べてほとんど減少しておらず、また、無施錠の割合が年々高くなっており、令和4年から50%を超えている
- 「住宅侵入窃盗」は減少傾向にあるが、侵入手口別の発生状況で見ると、無施錠の割合が39.7%を占めている

(3)特筆すべき犯罪情勢について

- 特殊詐欺の被害件数・被害金額ともに増大しており、令和5年の福岡市内の被害金額は統計史上最高を記録するなど深刻な状況
- 著名人等を騙った投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNS等を通じて信頼関係を深め、お金をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺が社会的にも問題となっている
- 犯人グループがSNS等を通じて実行犯を募集する、いわゆる闇バイトに応募した若者等による犯罪が問題となっている

3 プラン策定の考え方

(1)基本目標

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、その実現のため、以下の3つの基本目標を掲げ、市民、地域団体、事業者や警察等関係団体と連携を図り、防犯施策を推進していく。

基本目標Ⅰ：防犯意識の高いひと・地域づくり
基本目標Ⅱ：防犯力の高い地域づくり
基本目標Ⅲ：防犯環境に配慮したまちづくり

(2)策定に当たっての視点

条例の基本理念及び近年の犯罪情勢を踏まえ、以下の視点を反映させた取組みを盛り込む。

①SNS 等を用いた新たな犯罪手法への対応
②若者や高齢者をターゲットとした防犯施策の推進
③市民生活に身近な犯罪の未然防止

4 プランの成果指標

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、次のとおり、この計画期間における数値目標を設定する。

(件)

	現状値(令和5年)	目標値(令和11年)
刑法犯認知件数	12,681	9,000
特殊詐欺認知件数	172	100

5 プランの体系

基本目標Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり

①多様な広報・啓発

・市政だよりやホームページ、SNS 等を活用した広報や犯罪情報の提供 等

②防犯上配慮を要する者に対する啓発活動の推進

・若者、高齢者等の特性に応じた広報・啓発、出前講座 等

③少年の規範意識の向上等

・少年の健全育成に向けた啓発月間の推進 等

④情勢や地域の特性を踏まえた取組みの推進

・特殊詐欺や自転車盗など、情勢や地域の特性を反映させた防犯施策の推進 等

基本目標Ⅱ 防犯力の高い地域づくり

①地域防犯活動の支援

・地域のパトロール活動に対する支援、街頭防犯カメラの設置助成 等

②子どもを見守る取組みの強化

・IoT を活用した子ども見守り事業 等

③関係機関との連携強化

・客引き行為等の根絶に向けた地域や警察等と協力した合同パトロール 等

基本目標Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり

①道路等・住宅・学校等の防犯性向上

・「防犯環境設計指針」の広報・啓発、犯罪の防止に配慮した道路等の整備 等

◆次期プラン案の特色

(1)特殊詐欺等被害防止に向けた広報・啓発【拡充】

SNS や市政だより等を活用し、社会問題となっている特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺被害防止に向けた広報・啓発 等

(2)犯罪への関与防止に向けた取組み【新規】

若者等が意図せず犯罪に関与することのないよう、闇バイトをはじめとする犯罪の危険性等について広報・啓発 等

(3)自転車盗被害防止に向けた取組み【拡充】

街頭キャンペーンや大学等と連携した広報・啓発 等

(4)街頭防犯カメラの設置に対する助成【拡充】

地域における安全確保や街頭犯罪の抑止等に資する街頭防犯カメラの設置助成

(5)地下鉄駅構内及び車両内の安全対策【新規】

駅構内・列車内の巡回の実施、車内防犯カメラの計画的な設置 等

6 今後のスケジュール

令和7年1月 パブリック・コメント手続を実施

令和7年3月 推進本部会議の審議を経て策定

4. 第3次福岡市消費者教育推進計画（案）について

消費者教育推進法(以下「推進法」とする)に基づき策定する「第3次福岡市消費者教育推進計画」(案)について、パブリック・コメント手続きに先立ち報告するもの。

1 消費者教育推進計画について

(1) 計画の位置づけ

推進法に基づき、国の基本方針(消費者教育の推進に関する基本的な方針)及び福岡県消費者教育推進計画を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるもの

(2) 計画の期間

令和7年度から令和13年度までの7年間

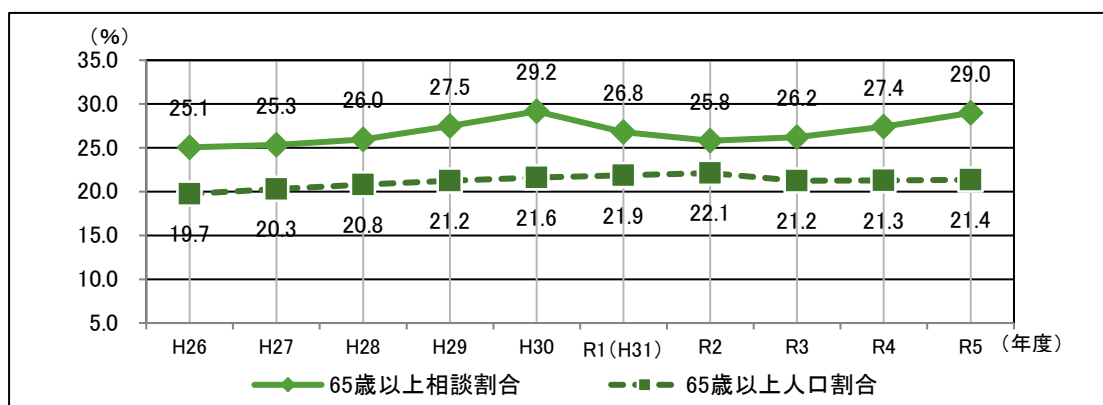
2 消費者を取り巻く現状と課題

(1) 現状

① 高齢社会の進展

- 高齢者は、身近に相談できる人がいなかったり、一人で在宅しているときに訪問販売の勧誘を受け、意に沿わない契約をしてしまったりする傾向にある。
- 消費生活に関する調査(令和5年)では、高齢者等の消費者トラブルを未然に防止するために重要だと思うこととして、「家族・親族とのコミュニケーション」(75.8%)、「身近な人(地域住民等)による日常的な見守り」(62.3%)、「福祉関係者による日常的な見守り」(52.3%)などがあがった。

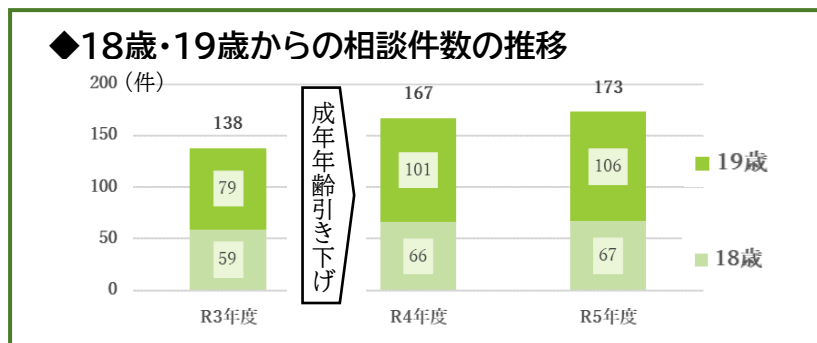
◆高齢者の相談割合



○65歳以上が全体に占める割合は約3割で推移しており、人口に占める高齢者の割合と比べても、全相談に占める高齢者からの相談の割合は高い状態で推移

② 成年年齢の引き下げ

- 成年年齢の引き下げにより、保護者の同意なしに契約などができるようになったことで新たに成年となった18歳・19歳からの相談が増加している。



③ デジタル化の進展

- キャッシュレス決済が急速に拡大するなど商品・サービス購入時の決済方法が多様化している。
- 一方で、消費者が想定もしていないトラブルに巻き込まれるケースが発生している。

④ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた気運の高まり

- SDGs 目標の一つとして「持続可能な生産・消費形態を確保する」ことが掲げられ、消費者は、自らの消費行動が今後の社会や環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に積極的に参画することが望まれている。

(2) 課題

① 高齢者・障がいのある人に対する注意喚起の推進と見守りの強化

- 生活状況や行動範囲など多様な実態を踏まえた注意喚起の強化が必要
- 地域の見守り活動との連携強化や見守りを行う人に対する情報提供等の支援が必要

② 児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進

- 様々な機会を捉え、相談することの重要性を含めた若年者への消費者教育の充実が必要

③ デジタル化への対応

- 消費者がデジタルサービスの仕組みやリスクを理解する力を身に付けるための支援が必要

④ 様々な担い手が連携した消費者教育の推進

- 高齢者などの配慮を要する消費者被害の未然防止のために、様々な担い手が連携して取り組むことが必要

⑤ 消費者市民社会*の形成に参画する消費者の育成

- 被害に遭わないことに加え、人や社会、環境に配慮した消費行動に取り組むことが必要

※消費者が、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を自覚し、消費行動を通して、持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会(推進法第2条第2項)

3 消費者教育推進の基本的な方向

- ① 消費者教育が育むべき力（選択できる力、行動できる力、危険を回避できる力など）
- ② ライフステージに応じた体系的・継続的な実施
- ③ 消費者の多様な特性に応じたアプローチ
- ④ 様々な担い手による連携・協働
- ⑤ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

4 計画の施策体系

「安全で安心できる消費生活の実現」に向けて、消費者教育を体系的に推進するため、消費者を取り巻く現状と課題に加え、消費者教育推進の基本的な方向を踏まえて、施策体系を構築する。

基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進

- 学校等における児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進
- 地域等における高齢者等に対する消費者教育の推進
- 職域における消費者教育の推進

基本施策Ⅱ デジタル化に対応した消費者教育の推進

- 消費者の情報リテラシーの向上
- デジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発の強化

基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手の育成と連携

- 教職員の指導力の向上
- 地域における高齢者等に対する消費者教育の担い手(消費生活サポーター)の育成と支援
- 事業者(消費生活事業者サポーター)における消費者教育の取組みの支援
- 様々な担い手による連携の推進

基本施策Ⅳ 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

- エシカル消費の推進
- 他の消費生活に関連する教育との連携による消費者教育の推進

◆次期計画案の特色

(1) 若年者に対する消費者教育の推進【拡充】

若年者が興味を持つよう SNS 等を活用した広報・啓発 等

(2) デジタル化に対応した消費者教育の推進【新規】

最新のインターネットトラブルに関する迅速な注意喚起 等

(3) 地域における高齢者等に対する消費者教育の担い手の育成・支援【拡充】

消費生活サポーターの育成とサポーター相互の交流機会を設けるなどの活動支援 等

(4) 他の消費生活に関連する教育との連携【拡充】

環境教育、食育、国際理解教育などを所管する部署や関係機関との連携推進 等

5 計画の成果指標について

成 果 指 標	現状値（令和5年度）	目標値（令和13年度）
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	84.9%	90.0%
消費生活センターの認知度	77.7%	85.0%

6 今後のスケジュール

令和7年1月 パブリック・コメント手続を実施

令和7年3月 福岡市消費生活審議会の審議を経て策定

5. 福岡市地域防災計画の修正について（案）

1 福岡市地域防災計画の修正の目的

「福岡市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定める計画であり、同法第42条第1項に基づき、毎年検討を加え、必要な修正を行うこととされている。

今回、令和6年能登半島地震等を踏まえ、国の防災基本計画が修正されたことなどを受け、福岡市地域防災計画の内容の充実を図るもの。

2 主な修正内容

- 避難の受入れ
 - ・パーティション、簡易ベッド等を避難所開設当初から設置するよう努めること
 - ・快適なトイレの設置に配慮するよう努めること など
- 迅速かつ円滑な災害応急対策等
 - ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等の確保に配慮すること など
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に努めること など
- 迅速な原状復旧
 - ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携体制の強化に努めること など
- その他
 - ・時点修正及び文言の整理等

※ 今後も能登半島地震の検証を踏まえた国の防災基本計画の修正が見込まれており、逐次、福岡市地域防災計画の修正を検討していく。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月	福岡市防災会議幹事会議での審議
4月	福岡市防災会議での審議（承認）
6月	福岡市地域防災計画の修正及び関係機関等への配付